

地域コミュニティ制度の見直しについて

1. 市長が定める認定区域について

(1) これまでの経過

現状や課題、審議会からの答申を踏まえ、認定区域の変更を検討

現状
<ul style="list-style-type: none"> まちちから協議会の区域と小中学校の学区が一致していない。
課題
<ul style="list-style-type: none"> 防災（避難所）や交通安全（通学路）等の学区に紐づく地域課題については、複数の地区のまちちから協議会で情報を共有し、対応する必要がある。 ひとつの団体（PTA、推進協、青少年指導員等）から、複数の地区のまちちから協議会に参加しなければならないため、負担が大きくなっている。 ひとつのまちちから協議会が複数の学区にまたがる場合、当該地区内にある学校に通っている児童生徒にしか、イベント等が周知できない（隣の地区の学校に通っている児童生徒には情報が届かない）。
審議会からの答申
<ul style="list-style-type: none"> 隣接するまちちから協議会同士の合意に基づき、柔軟に区域を変更できるようにすることについて、検討すること。

(2) 認定区域の変更（案）

各地区の状況		
<ul style="list-style-type: none"> 各地区において、区域の不一致による課題が大なり小なり生じている。 生じている多くの課題は、学区とのずれが大きな要因となっている。 一部の地区では、課題解決に向けて、各団体間で話し合いを行うなど、柔軟な対応が図られている。 		
	変更の必要あり	変更の必要なし
課題あり	茅ヶ崎南、小和田、松浪、小出	茅ヶ崎、南湖、鶴嶺西、浜須賀、湘北
課題なし		海岸、湘南、鶴嶺東、松林
見直しを行う上での課題		
<ul style="list-style-type: none"> 今後において、学区の見直しは予定されていないため、まちちから協議会の活動範囲に合わせて、学区を変更することはできない。 ※児童・生徒数の調整は、特認制度（通学先の選択）によって行われている。 学区に合わせて、まちちから協議会の活動範囲を変更するには、地域間で時間を掛け慎重に調整していく必要がある。 ※自治会の区割り変更（分割・統合）が生じることとなり、住民同士の関係性を再構築しなければならない。 		

見直しの方向性

- ・ 課題が生じた場合、まずは、各団体間で話し合いを行うなど、柔軟な対応により解決を図ることを検討する。
- ・ 話し合いなどの柔軟な対応による解決が困難な場合は、まちぢから協議会の活動範囲の変更（自治会の区割り変更）により解決を図ることを検討する。
- ・ 各団体や地域間で調整を行う際には、市民自治推進課の各地区担当者がサポートを行う。
- ・ 検討の結果、まちぢから協議会の活動範囲の変更が必要となった場合は、所要の手続き（市長が定める認定区域の変更に関する告示）を行うこととする。

2. 各地区まちぢから協議会の認定条件について

(1) これまでの経過

現状や課題、審議会からの答申を踏まえ、認定条件の変更を検討

現状
<ul style="list-style-type: none">・ まちぢから協議会として認定を受けるには、区域で活動するすべての自治会が構成員になることが、条件となっている。
課題
<ul style="list-style-type: none">・ まちぢから協議会への参加を望まない自治会がある場合、認定を受けることができない。・ すでに認定を受けている地区でも、新たに自治会が設立された際に、まちぢから協議会への参加を望まない場合は、認定が取り消しになってしまう（マンションが建設され、当該マンションが独自に自治会を設立し、まちぢから協議会に参加しないことが想定される）。
審議会からの答申
<ul style="list-style-type: none">・ 区域で活動するすべての自治会が構成員にならなくても認定が受けられるよう条件を変更することについて、検討すること。

(2) 変更後の認定条件（案）

【現在の規定（茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第2号）】

認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることのできるもの**全て**が、現に構成員となっているものであること。

【ポイント】

- ・ **全て**の自治会が入ることで、その地区の総合性を有したコミュニティであることを担保している。

【変更案1】

①または②の要件を満たせば、認定を受けられるように変更

- ① 全ての自治会がまちぢから協議会に加入していること
- ② 全ての自治会が加入している自治会連合会や地区社会福祉協議会といったコミュニティがまちぢから協議会に加入していること

【メリット】

- ・ まちぢから協議会に未加入の自治会がある場合でも、認定を受けることができる。
- ・ まちぢから協議会に未加入の自治会がある場合でも、自治会連合会等と連携し、情報を共有することで、間接的にその地区の総合性を有したコミュニティであることを担保できる。
- ・ まちぢから協議会の活動に、全ての自治会の意見を反映できる。

【デメリット】

- ・ まちぢから協議会と自治会連合会等の連携度合いによっては、まちぢから協議会に未加入の自治会が、自治会連合会等の活動の中で強制的にまちぢから協議会に関与させられるリスクがあることから、活動に関して一定の線引きをする必要がある。(相互に情報の提供を行うことは認めたとしても、人材やお金の提供を行うことは認めない など)
- ・ 全ての自治会が加入している自治会連合会等がない場合、新たに設立するか、もしくは、引き続き全ての自治会が加入する必要がある。

【変更案2】

次の要件を満たせば、認定を受けられるように変更

- ・ 3分の2^{*}の自治会がまちぢから協議会に加入していること

※ 地域の総合性や慎重な意思決定を担保するため、過半数ではなく、特別多数として3分の2の水準を設定

【メリット】

- ・ まちぢから協議会に未加入の自治会がある場合でも、3分の2を下回らなければ、認定を受けることができる。
- ・ まちぢから協議会への加入を望まない自治会の意思を尊重できる。

【デメリット】

- ・ 総合性を担保しづらい。
- ・ まちぢから協議会に未加入の自治会との連絡調整に時間を要する。
- ・ まちぢから協議会の活動に、未加入の自治会の意見を反映しにくい。

【変更案3】

①または②の要件を満たせば、認定を受けられるように変更

- ① 3分の2の自治会がまちぢから協議会に加入していること
- ② 3分の2の自治会が加入している自治会連合会や地区社会福祉協議会といったコミュニティがまちぢから協議会に加入していること

【メリット】

- ・ まちぢから協議会に未加入の自治会がある場合でも、認定を受けることができる。
- ・ まちぢから協議会への加入を望まない自治会の意思を尊重できる。
- ・ まちぢから協議会に未加入の自治会がある場合でも、自治会連合会等と連携し、情報を共有することで、間接的にその地区の総合性を一定程度有したコミュニティであることを担保できる。

【デメリット】

- ・ まちぢから協議会と自治会連合会等の連携度合いによっては、まちぢから協議会に未加入の自治会が、自治会連合会等の活動の中で強制的にまちぢから協議会に関与させられるリスクがあることから、活動に関して一定の線引きをする必要がある。(相互に情報の提供を行うことは認めたとしても、人材やお金の提供を行うことは認めない など)

3. まちぢから協議会の運営費等について

(1) これまでの経過

現状や課題、審議会からの答申を踏まえ、助成金額の変更を検討

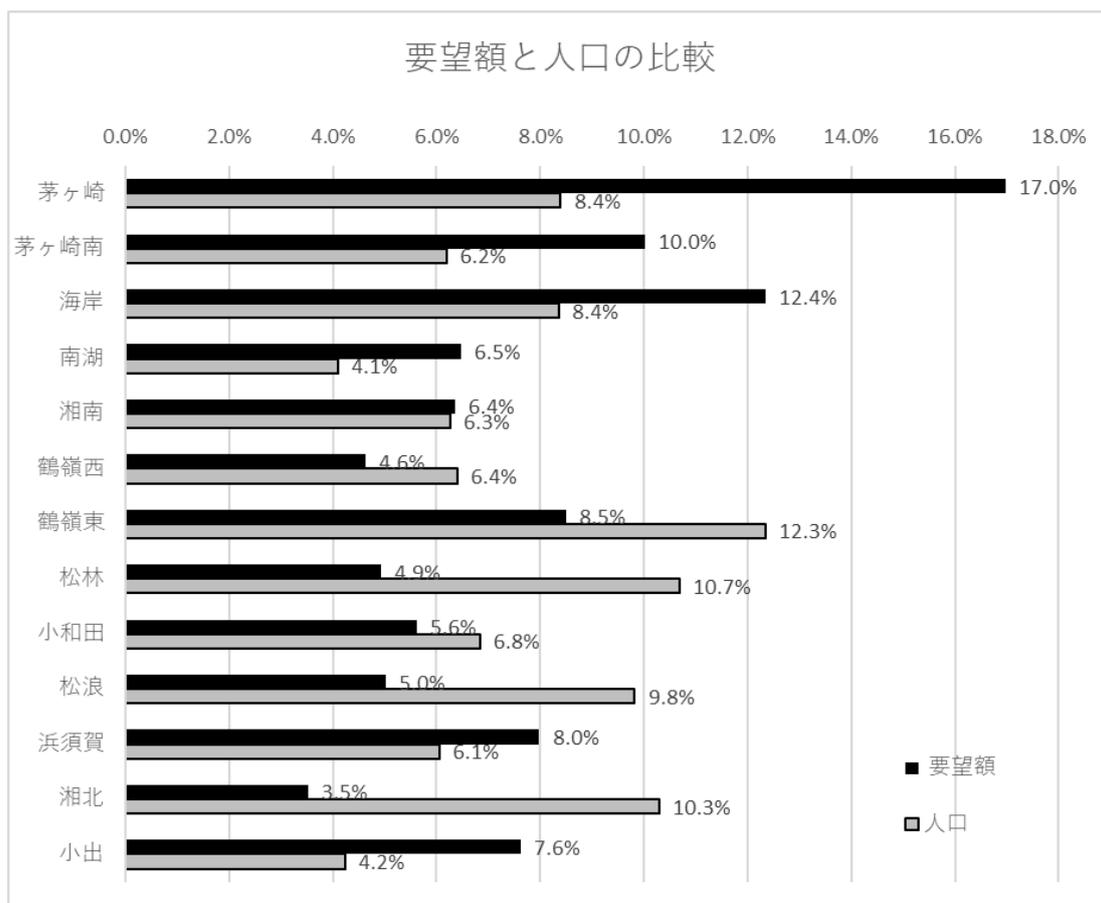
現状
<ul style="list-style-type: none"> 地域活動を支援するための補助金として、運営等助成金（25万円）、特定事業助成金（上限200万円）を交付している。
課題
<ul style="list-style-type: none"> まちぢから協議会の運営及び一般事業の実施にあたり、運営等助成金では事業費の全額を賄うことができないことから、不足する分を自治会分担金や寄付金により補っている。 まちぢから協議会の事業の財源として自治会分担金を活用することは、非自治会員を含むすべての地域住民を対象として実施される事業に対し、間接的に自治会費が充てられる構図となることから、財源（自治会分担金）の使途に関し疑義が生じている。
審議会からの答申
<ul style="list-style-type: none"> 自治会分担金に頼らずとも事業が継続できるよう、運営等助成金の額や対象事業の見直しを行うことについて、検討すること。

(2) 各地区からの要望を踏まえた助成金額の検討

- ①世帯数・②人口・③面積それぞれに基づき算出した場合、各地区の差が大きくなる。
- 各地区の活動量に差があり、④要望額をもとに一律に助成金額を算出することは難しい。
- 各地区の活動量に基づく要望額は、世帯数や面積の規模と一致しない。

→①②③④に基づく算出は困難

地区	要望額	全世帯数	人口	面積
茅ヶ崎	17.0%	9.2%	8.4%	6.2%
茅ヶ崎南	10.0%	6.8%	6.2%	3.5%
海岸	12.4%	8.5%	8.4%	5.2%
南湖	6.5%	4.0%	4.1%	3.1%
湘南	6.4%	6.5%	6.3%	8.3%
鶴嶺西	4.6%	6.3%	6.4%	8.3%
鶴嶺東	8.5%	11.8%	12.3%	10.0%
松林	4.9%	10.2%	10.7%	11.6%
小和田	5.6%	7.0%	6.8%	3.4%
松浪	5.0%	9.6%	9.8%	5.8%
浜須賀	8.0%	5.7%	6.1%	4.4%
湘北	3.5%	10.6%	10.3%	8.1%
小出	7.6%	3.8%	4.2%	22.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



(3) 変更後の助成金 (案)

- ・ 各地区の活動量に応じて柔軟に活用できるよう、運営等助成金と特定事業助成金のあり方を整理
- ・ 各地区の活動量 (事業) に応じて、必要となる金額を査定し、交付する仕組みを検討
- ・ これまで審査不要としていた運営等に関する内容についても、今後は見積書を添付し、算出根拠を明確にした上で申請し、審査を行う。

	変更前	変更後
助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営等助成金 (25 万円) ・ 特定事業助成金 (上限 200 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>助成金 (運営等・特定事業)</u> ※ 具体的な金額については、引き続き検討
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営等：審査なし ・ 特定事業 (継続)：審査会で審査 ・ 特定事業 (新規)：審査会で審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営等：<u>市民自治推進課で審査</u> ・ 特定事業 (継続)：<u>市民自治推進課で審査</u> ・ 特定事業 (新規)：審査会で審査
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営等： 事業計画書、収支予算書 ・ 特定事業 (継続・新規)： 事業計画書、収支予算書、見積書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営等： 事業計画書、収支予算書、<u>見積書</u> ・ 特定事業 (継続・新規)： 事業計画書、収支予算書、見積書

※ 一度認定された特定事業 (継続) は、次年度以降、市民自治推進課で審査を行う。

ただし、内容に大きな変更があった場合は、新規事業と同様に、審査会で審査を行う。